

「無災害記録証授与制度」をご存じですか

厚生労働省北海道労働局労働基準部安全課

一定期間無災害を継続されている場合は、「無災害記録証授与制度」の申請をご検討ください。

I 厚生労働省労働基準局無災害記録証授与制度（厚生労働省が設けている制度）

★ 対象となる業種

労働安全衛生法施行令第2条第1号若しくは第2号に掲げる業種（例：林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業等）のほか、卸売業、小売業、飲食店等が対象です。法人単位でなく、事業場単位（本社、支店等の単位を指します）での申請となります。

★ 対象となる無災害記録(時間数)

達成に必要な時間数は業種と事業場規模（労働者100人未満か100人以上か、建設店社においては年間完成工事高250億円未満か250億円以上か）により定められ、達成時間に応じて第1種から第5種までの5段階の達成賞が設定されています（第1種無災害記録時間数の例は次表のとおり）。

本制度における「無災害」とは、業務上の死亡または休業災害（休業1日以上の災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を含みます）が発生していない状態を指します。

★ 申請方法

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して申請してください。

厚生労働省労働基準局無災害記録（第1種）達成時間の例

（労働者数100人未満、建設店社においては年間完成工事高250億円未満の場合）

主要業種	無災害記録時間数 (万時間)	主要業種	無災害記録時間数 (万時間)
林業	30	金属製品製造業	120
建設業（店社）	85	一般機械器具製造業	160
食料品製造業	130	電気機械器具製造業	350
木材・木製品製造業	70	輸送用機械器具製造業	240
パルプ・紙・紙加工品製造業	150	一般旅客自動車運送業	160
出版・印刷・同関連産業	250	一般貨物自動車運送業	60
化学工業	270	卸売業・小売業・飲食店	400
鉄鋼業	260	廃棄物処理業	30

この制度の詳細については、「職場のあんぜんサイト」に掲載されております。

（URL：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo65_1.html）



申請様式は北海道労働局ホームページからダウンロード可能です。

（URL：https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzeneiseihoushou.html）



「まだ達成に時間がかかりそう…」そんな場合には裏面の制度もご検討ください！

II 北海道労働局無災害記録証授与制度（北海道労働局独自の制度）

この制度は、より多くの事業者様にゼロ災達成を目標として
安全衛生管理活動を行っていただく目的で創設された、
北海道労働局独自の表彰制度です！



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

★ 対象となる業種

前記の厚生労働省労働基準局無災害記録証授与制度の業種と同じです。

★ 対象となる無災害記録(時間数)

達成に必要な時間数は、前記の厚生労働省労働基準局無災害記録証授与制度の第1種の
達成時間数の2分の1を基準とした時間数を設定しております。
(端数の切り上げが必要な場合があります。詳細は下記内規をご確認ください。)

★ 申請方法

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して申請してください。

★ 詳細は、下記リンクの「北海道労働局無災害記録証授与内規」をご確認ください。

北海道労働局無災害記録授与内規及び申請様式は
北海道労働局ホームページからダウンロード可能です。

(URL : https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzeneiseihyoushou.html)



上記I・IIの制度のご不明な点につきましては北海道労働局労働基準部安全課
(011-709-2311 内線3553) 又は最寄りの監督署までお問い合わせください。
また、併せて下記制度の申請もご検討願います。

III 中小企業無災害記録証授与制度（中央労働災害防止協会が設けている制度）

★ 対象となる事業場

中小企業（資本金1億円以下または労働者数が300人以下の企業）で、適用事業場単位の
労働者数が10人以上100人未満の事業場が対象です。

★ 対象となる無災害記録日数

業務上の死亡又は休業災害（休業1日以上の災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を
含みます。）の発生していない状態が一定の日数継続した場合に対象となります。必要日数は
業種と労働者数によって定められており、記録証は達成日数に応じて第一種から第五種まで
あります。

★ 申請方法

都道府県労働基準協会を経由して所定の申請書を中央労働災害防止協会へ申請してください。

中央労働災害防止協会のホームページ内の「中小企業無災害記録証授与制度
申請のご案内」のページに制度の詳細・申請書の様式等が掲載されています。
(URL : <https://www.jisha.or.jp/chusho/record/>)

